

緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領

横浜市では平成 21 年 4 月 3 日から緑化地域制度が施行されました。

緑化地域制度に基づく緑化率規制は、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 41 条により、「建築基準法」に規定する建築基準関係規定にみなされています。

そのため、建築確認申請時には、「建築基準法施行規則」第 1 条の 3 第 1 項第 1 号ロ(1)（表 2 の(87)項等）の規定により「当該規定に適合していることを証する書面」として「緑化施設適合証明通知書（添付図書を含む。以下同じ。）」又は「緑化率の適用除外に関する許可書（添付図書を含む。以下同じ。）」が添付されていることを確認する必要があります。

また、完了検査時には、「緑化施設適合証明通知書」又は「緑化率の適用除外に関する許可書」の記載どおりに緑化施設が完成していることを確認する必要があり、記載どおりに緑化施設が完成していない場合は、検査済証を交付することができません。

本書は、緑化地域制度に関する建築確認申請及び計画通知並びに完了検査の詳細な方法について横浜市の考え方をまとめたものです。建築主事又は指定確認検査機関において、建築確認申請及び計画通知並びに完了検査を行う場合の参考としてください。

なお、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」第 19 条若しくは第 20 条及び「都市緑地法施行規則」第 42 条第 1 項の規定による「緑化率適合証明申請」に係る建築確認申請及び計画通知並びに完了検査の方法については、本要領を準用します。

平成 21 年 3 月策定
平成 23 年 4 月改定
平成 27 年 4 月改定
平成 30 年 4 月改定
令和 2 年 1 月改定
令和 3 年 9 月改定
令和 6 年 4 月改定
令和 6 年 12 月改定

建築局
みどり環境局

目 次

	ページ
1 建築確認申請又は計画通知	
1-(1) 添付書類及び記載内容の確認 ······	1
2 完了検査	
2-(1) 検査の基本的な考え方 ······	2
2-(2) 検査の事前準備 ······	2
2-(3) 検査項目・検査方法 ······	3
3 変更手続	
3-(1) 緑化率の証明等に関する申請者の変更 ······	5
3-(2) 緑化施設適合証明通知書の交付後に緑化計画等を変更する場合 (建築確認申請前) ······	6
3-(3) 緑化施設適合証明通知書の交付後に緑化計画等を変更する場合 (建築確認済証交付後) ······	7
4 違反対策について ······	11
5 緑化施設チェックシート ······	12
6 緑化施設樹種等変更連絡票 ······	14

凡 例 (本要領で引用した法令名は、次の略称を用いて記載する)	
略 称	法 令 名
法	都市緑地法
条例	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
事務取扱要綱	横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱
事務手続要綱	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱

1 建築確認申請又は計画通知

1-(1) 添付書類及び記載内容の確認

建築確認申請又は計画通知の際に添付する書類及び記載内容等を確認してください。

ア 法第 35 条第 1 項、第 4 項又は条例第 19 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定が適用される建築物の場合

書類名	確認内容
緑化施設適合証明通知書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 13 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 13 号）	<ul style="list-style-type: none">建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部づつ添付されているか確認する。建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。
緑化率適合証明（変更）申請書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 12 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 12 号）	
配置図	
構造詳細図等	
緑化施設求積図	
緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	

イ 【緑化率の適用除外】法第 35 条第 2 項又は条例第 19 条第 4 項の規定が適用される建築物の場合
緑化率の適用除外に関する許可を受けた建築物の場合は、上記アの書類は不要です。

書類名	確認内容
緑化率の適用除外に関する許可書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 2 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 2 号）	<ul style="list-style-type: none">建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各 1 部づつ添付されているか確認する。建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。
緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書 緑化地域制度の場合（事務取扱要綱第 1 号様式） 地区計画制度の場合（事務手続要綱様式（緑化率）第 1 号）	
配置図	
構造詳細図等	
緑化施設求積図	
緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	

ウ 法第 36 条又は条例第 20 条の規定が適用される建築物の場合

法第 36 条又は条例第 20 条の規定が適用される場合は、上記の他に以下の書類が添付されることを確認してください。

書類名	確認内容
認定通知書（建築基準法施行規則第10条の16による第62号様式）（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請書又は計画通知書の正本・副本に各1部づつ添付されているか確認する。 ・建築確認申請書又は計画通知書の記載内容と共通の項目について整合しているか確認する。 ・みどり環境局の照合印が押されたものの写しとなっているか確認する。
認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面（写し）	

2 完了検査

2-(1) 検査の基本的な考え方

完了検査において、配置図に示されている緑化施設が確実に整備されていることを確認してください。緑化率の適用除外に関する許可を受けた建築物の場合も同様に確認してください。

緑化施設の規模が大きい場合には、「建物や敷地形状等から得る目標物を参考とした目視」や「検査用に区画された任意の範囲を対象としたサンプル調査」等を活用し効率的な検査を行ってください。

2-(2) 検査の事前準備

検査にあたっては、申請者に対して事前に別表「緑化施設チェックシート」（12から13頁参照）によるセルフチェックを求めるほか、円滑な検査のため次の事項のうち必要な項目について準備を指示してください。

検査項目	検査内容	事前準備
壁面緑化	面積（規模）	<ul style="list-style-type: none"> ・植物に覆われている壁面の鉛直投影面積を示す。（紅白測量ポール等）
	植栽密度等	<ul style="list-style-type: none"> ・誘引施設、植栽等が図書のとおりに整備されているかを示す。（紅白測量ポール等）
樹木（樹冠）	面積（規模）	<ul style="list-style-type: none"> ・樹冠の規模を示す。（テープロッド等）
樹木（みなし樹冠）	樹高	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高ごと（4m以上、2.5m以上4m未満、1m以上2.5m未満）に色違いのテープ等を結びつけて表示し、箱尺で高さを示す。
	面積（規模）	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし樹冠の規模を示す。（テープロッド等）
	離隔距離	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界や建築物、近くの樹木から対象樹木までの離隔距離を示す。（テープロッド等）
樹木（樹木植栽地）	面積（規模）	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木植栽地の規模を示す。（テープロッド等）
	植栽密度	<ul style="list-style-type: none"> ・区画内の樹木について、樹高ごと（4m以上、2.5m以上4m未満、1m以上2.5m未満、0.4m以上1m未満）に色違いのテープ等を結びつけて表示し、箱尺で高さを示す。 ・緑化施設の面積が広い場合、区切りのよい面積（100m²など）の範囲を示す。（テープ等）
芝等	面積（規模）	<ul style="list-style-type: none"> ・芝等の規模を示す。（テープロッド等）
花壇等	面積（規模）	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇等の規模（土壤その他これに類する資材で表面が覆われている部

		分) を示す。(テープロッド等)
	植栽密度	・ 10 m^2 (又は区切りのよい面積) の範囲を示す。(テープ等)
水流等・園路等	配置	・植栽等に接している部分の規模を示す。(テープロッド等)
	面積(規模)	・水流、園路等の規模を示す。(テープロッド等)
植栽を行う部分	のり面の傾斜角度	・のり面の傾斜が 30 度以下であることを示す。(遣り方(ヤリカタ)等)

2-(3) 検査項目・検査方法

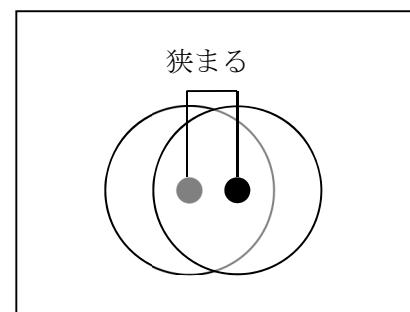
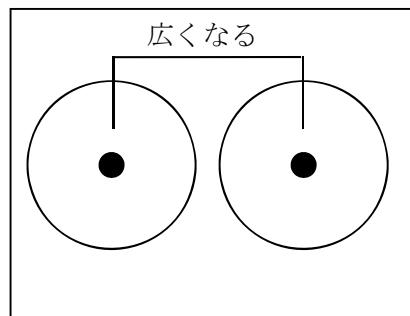
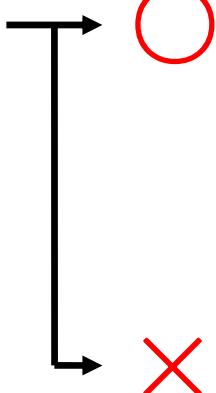
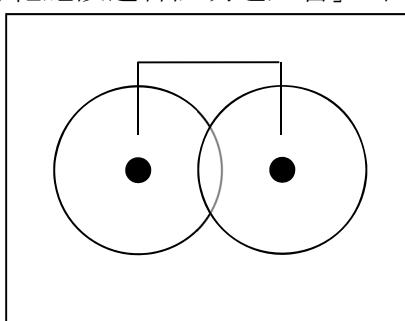
該当する検査項目について、下表の検査方法により検査を行ってください。完了検査時に「緑化施設適合証明通知書」に記載されるとおりに緑化施設が完成していない場合は、検査済証を交付できません。

検査項目	検査内容	検査方法
共通事項	面積(規模)	・検査用に設置されたテープロッド等を参考に規模を確認する。規模が大きい場合は建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。壁面緑化は鉛直投影面積を確認する。
	緑化施設の重複	・検査用に設置されたテープロッド等を参考に緑化施設同士の重複部分を確認する。規模が大きい場合は、建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。
	敷地内に設置されているか	・緑化施設が敷地内に設置されているか確認する。 ・緑化施設の投影面が敷地内にあるか確認する。
	緑化施設の最低幅員	・樹木植栽地の最低幅が 30 cm 以上か、他の緑化施設の最低幅が 10cm 以上か、目視あるいはテープロッド等を用いて確認する。
	栽培容器使用の有無	・緑化施設が植木鉢などの栽培容器などを使用して設置されている場合、固定されているか確認する。(目安として大人の男性 2 人程度の力でも容易に動かない等。)
	枯死の有無	・緑化施設内の植物が枯死していないか目視で確認する。
	屋外に設置されているか	・緑化施設の直上部に工作物の水平投影面が重なっていないか目視で確認する。
	のり面の傾斜角度	・遣り方等を参考に植栽を行う部分の傾斜角が 30 度以下となっているか目視で確認する。
緑化施設全体	配置	・配置図と比較し、建物や敷地形状等から得る目標物を参考に目視により確認する。
壁面緑化	面積(規模)	・鉛直投影面積を確認する。
	植栽密度等	・図書に示された多年生の植物、誘引施設等が整備されているか確認する。
	維持管理可能な施	・図書に示されたかん水設備等が設置されているか確認する。

	設整備	
樹木（樹冠）	面積	・実際の樹冠の範囲が図書に示されている樹冠の範囲以上であるか確認する。
樹木（みなし樹冠）	樹高	・樹高ごと（4m以上、2.5m以上4m未満、1m以上2.5m未満）に必要な高さ以上あるかどうか確認する。
	離隔距離等	・敷地境界や建築物、近くの樹木から図書に示されている位置以上、離隔しているか確認する。（※参照図） ・みなし樹冠の水平投影面の範囲内に根鉢より高い位置に設置された工作物がないか確認する。

※参照図

「緑化施設適合証明通知書」の図面



「みなし樹冠」で申請された樹木と樹木の間隔が狭まると緑化施設の面積が減少する場合があります。

検査時の状況

検査項目	検査内容	検査方法
樹木（樹木植栽地）	植栽密度	<ul style="list-style-type: none"> ・検査用に区画された範囲内に図書に示された樹木が植栽されているか確認する。 ・タケ類及び樹高0.4m未満の樹木、他の樹木が植栽されていてもよいが検査対象とはしない。 ・著しく樹木の密度に片寄りがないか目視により確認する。
	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽地の表面が、樹木が生育するための土壤その他これに類する資材で表面が覆われているかを目視により確認する。植栽の生育を妨げる砂利、ガラ及びセメント等が残っていないか確認する。（樹蓋や工作物が表面に露出している部分は樹木植栽地の面積として算出できません。）
芝等	表面の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・踏圧等による枯死がないか確認する。

		・表面が、芝やハイビヤクシン等（地面を低く面的に覆う植物）により覆われているか確認する。植栽密度が示されている場合は目視により株数を確認する。（樹蓋や工作物が表面に露出している部分は芝等の面積として算出できません。）
花壇等	植栽密度	・検査用に区画された範囲内に図書に示された株数の草花等が植栽されているか目視により確認する。図書に示された株数より、実際に植えられている株数が多くてもよい。
	表面の状態	・花壇等の表面が、草花等が生育するための土壤その他これに類する資材で表面が覆われているかを目視により確認する。植栽の生育を妨げる砂利、ガラ及びセメント等が残っていないか確認する。（樹蓋や工作物が表面に露出している部分及び縁石等の面積は、花壇等の面積として算出できません。）
水流等・園路等	配置等	・検査用に設置されたテープロッド等を参考に図書に示された部分が他の緑化施設に接しているか確認する。（水平投影で接していればよい。） ・水流等については常時水面で覆われているか確認する。
屋上緑化	維持管理可能な施設整備	・屋上に緑化施設を整備した場合、管理に必要な安全柵、階段等が設置されているか、出入口の設置など容易に立ち入りできるようになっているか、かん水設備等が設置されているかを確認する。

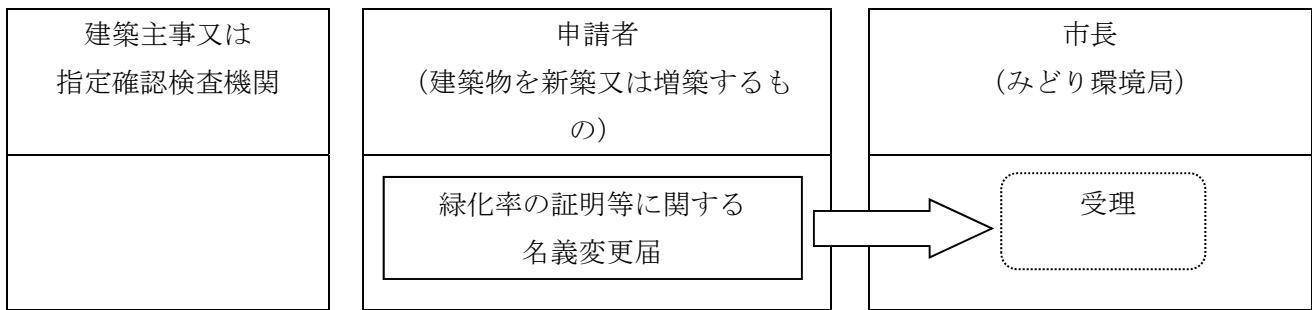
3 変更手続

「緑化施設適合証明通知書」の記載どおりに緑化施設が整備されていない場合は、緑化率が基準を満たしている場合でも検査済証を交付できません。緑化施設に変更がある場合、完了検査の申請前に「緑化率適合証明（変更）申請書」を提出し、再度、「緑化施設適合証明通知書」の交付を受けるよう指示してください。「緑化率の適用除外に関する許可書」の記載内容から変更が生じた場合も同様に、「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書」を提出し、「緑化率の適用除外に関する許可書」の交付を受けるよう指示してください。

3-(1) 緑化率の証明等に関する申請者の変更

- 申請者は、市長（みどり環境局（以下同じ。））に「緑化率の証明等に関する名義変更届（事務取扱要綱第15号様式）」を1部提出します。市長はこれを受理します。

緑化率の証明等に関する名義変更の手続



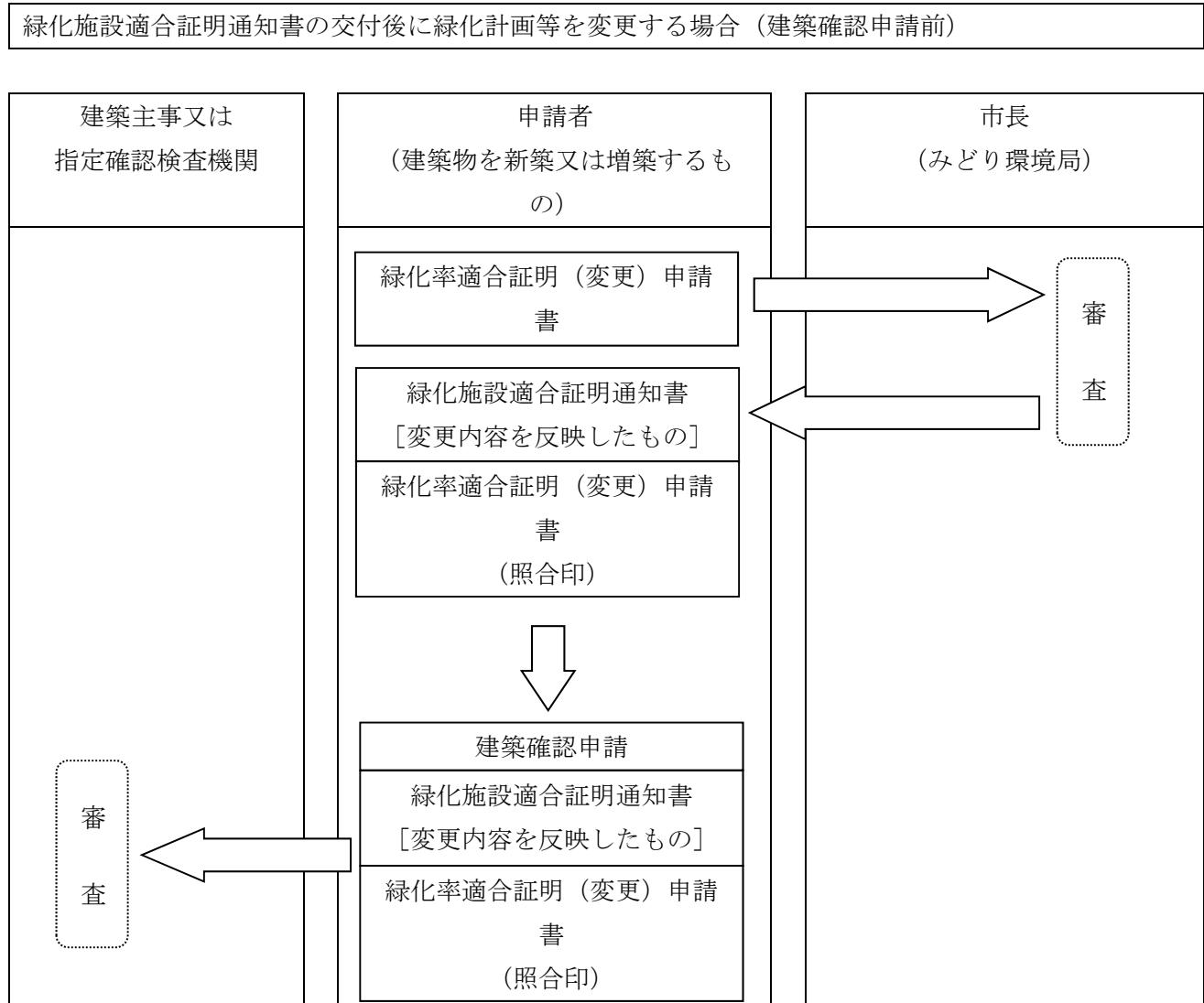
3-(2) 緑化施設適合証明通知書の交付後に緑化計画等を変更する場合（建築確認申請前）

（フロー図（1）参照）

- 申請者は、市長に変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（事務取扱要綱第12号様式（以下同じ。））」を正1部、副2部提出します。審査による基準への適合を確認後、市長は「緑化施設適合証明通知書」を交付し、副2部に照合印を押印して返却します。
- 申請者は、変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（照合印）」及び「緑化施設適合証明通知書」（変更前の「緑化施設適合証明通知書」と差し替る）を建築確認申請に添付します。

※ 緑化率の適用除外の場合は、上記3-(2)の文章中における「緑化率適合証明（変更）申請書（事務取扱要綱第12号様式）」を「緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（事務取扱要綱第1号様式）」に、「緑化施設適合証明通知書」を「緑化率の適用除外に関する許可書」に読み換えます。

フロー図 (1)



3-(3) 緑化施設適合証明通知書の交付後に緑化計画等を変更する場合（建築確認済証交付後）

(フロー図 (2) 参照)

- 申請者は、市長に変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書」を正1部、副2部提出します。審査による基準への適合を確認後、市長は「緑化施設適合証明通知書」を交付し、副2部に照合印を押印して返却します。
 - 申請者は、変更内容を反映した「緑化率適合証明（変更）申請書（照合印）」及び「緑化施設適合証明通知書」並びに変更前の「緑化施設適合証明通知書の写し（添付図書を除く）」を添付して、建築確認申請の軽微な変更の手続きを行います。

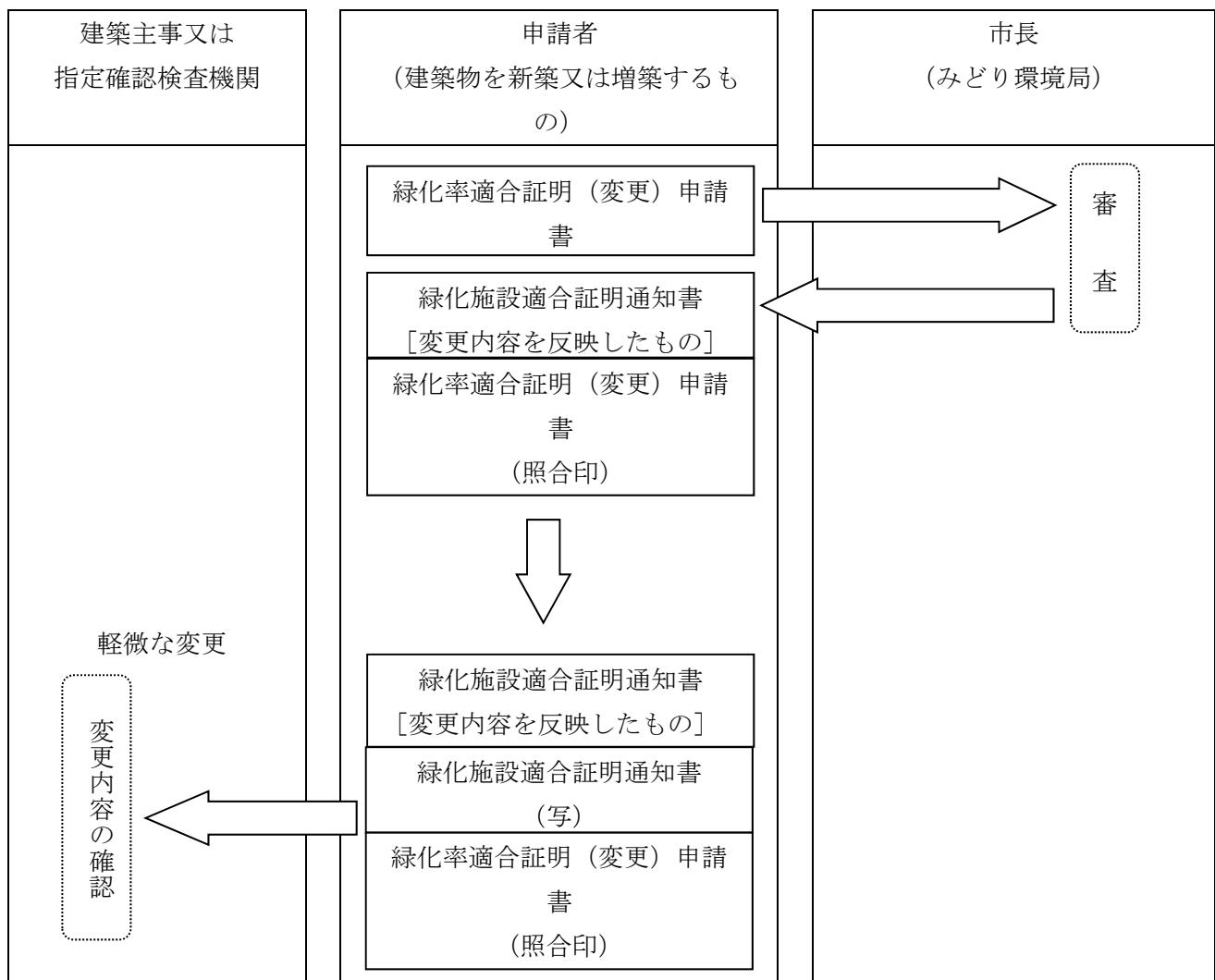
《建築確認申請での取扱》・・建築物の変更を伴わない緑化施設の変更は、軽微な変更（「建築基準法施行規則」第3条の2）となります。緑化施設の変更によって建築物その他に変更が生じる場合は、別途判断が必要です。

※ 緑化率の適用除外の場合は、上記3-(3)の文章中における「緑化率適合証明(変更)申請書」を「緑

化率の適用除外に関する（変更）許可申請書」に、「緑化施設適合証明通知書」を「緑化率の適用除外に関する許可書」に読み換えます。

フロー図（2）

緑化施設適合証明通知書の交付後に緑化計画等を変更する場合（建築確認済証交付後）



簡略な変更手続き（緑化施設樹種等変更連絡票）

「緑化施設適合証明通知書」の記載内容に影響しない緑化施設の変更のうち、樹種の変更及び樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）※については、新たに「緑化施設適合証明通知書」の交付を受けることなく、簡略な変更手続きによって建築確認申請の軽微な変更の手続きが行えます。

- 申請者は、別紙「緑化施設樹種等変更連絡票」（14 頁）に「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」を添えて市長に正1部、副2部を提出します。市長は、変更内容が当該手続きの対象内であることを確認し、図面及び面積算出表に照合印を押印して副2部を返却します。
- 申請者は、「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」（みどり環境局の照合印の押印を受けたもの）に変更点を朱書きし、変更前の「緑化施設適合証明通知書の写し」を添付して、建築確認申請の軽微な変更の手続きを行います。

※ 樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）：緑化施設のうち「樹木植栽地」は面積と樹木本数が審査対象となります。樹木本数の増加及び密度基準を満たした樹木本数の減少は審査結果に影響しないため、簡略な変更手続きの対象とします。なお、密度基準を満たした樹木本数の減少とは、面積算出表において次の式を満たす範囲の減少を意味します。

$$\text{樹木植栽地の面積 (A)} \leq \text{植栽密度} (18 \times T_1 + 10 \times T_2 + 4 \times T_3 + T_4)$$

《建築確認申請での取扱》・・建築物の変更を伴わない緑化施設の変更は、軽微な変更（建築基準法施行規則第3条の2）となります。緑化施設の変更によって建築物その他に変更が生じる場合は、別途判断が必要です。

《簡略な変更手続きの例》

○樹種の変更

- ・緑化施設「芝等」において、「コウライシバ」を「ハイビャクシン」に変更
- ・緑化施設「樹木植栽地」「樹冠」「みなし樹冠」において、「シラカシ」を「ソヨゴ」に変更
- ・緑化施設「花壇等」において、「パンジー」を「サルビア」に変更

○樹木本数の変更（樹木植栽地における基準内の樹木本数の変更）～「面積算出表」抜粋～

④ 樹 木 植 栽 地	変更前 ↓		変更後 ↓	
	箇所 (1)		(1)	
	植栽地の面積 (m ²) 30.00		30.00	
植 栽 地 本 樹 木 本 数	4m以上(T ₁)			
	2.5m以上4m未満(T ₂)	2	1	
	1m以上2.5m未満(T ₃)	3	1	
	0.4 m以上1m未満(T ₄)	10	18	
	樹木密度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	42	32	

《簡略な変更手続きの対象とならない例（通知書の記載内容に変更が生じるもの）》

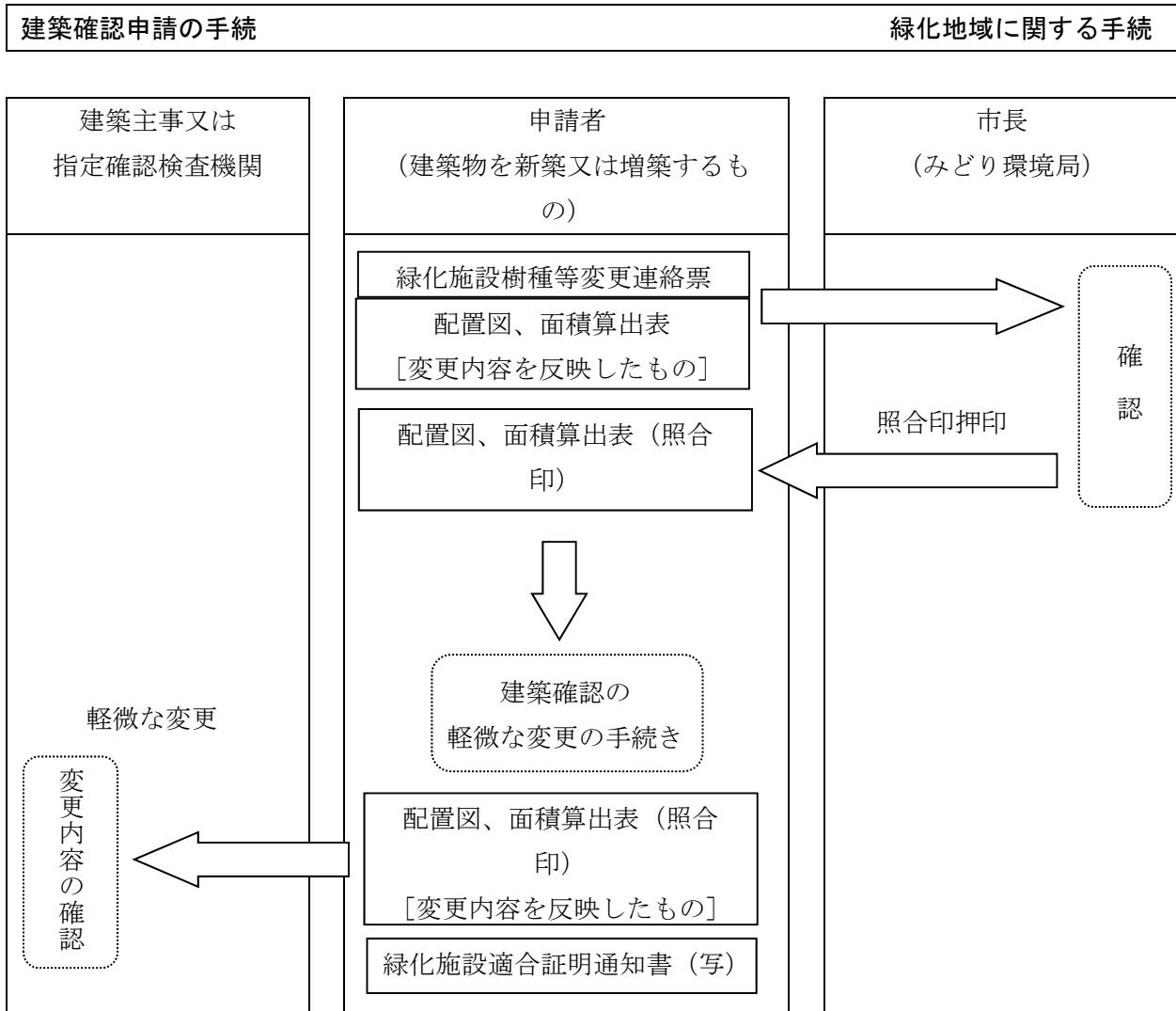
～緑化率適合証明（変更）申請書の提出を行ってください～

×緑化面積の変更、緑地の形状の変更

×緑化施設「樹木植栽地」を「芝等」に変更

×緑化施設「みなし樹冠」における樹木の位置の変更、高さの区分の変更、本数の変更

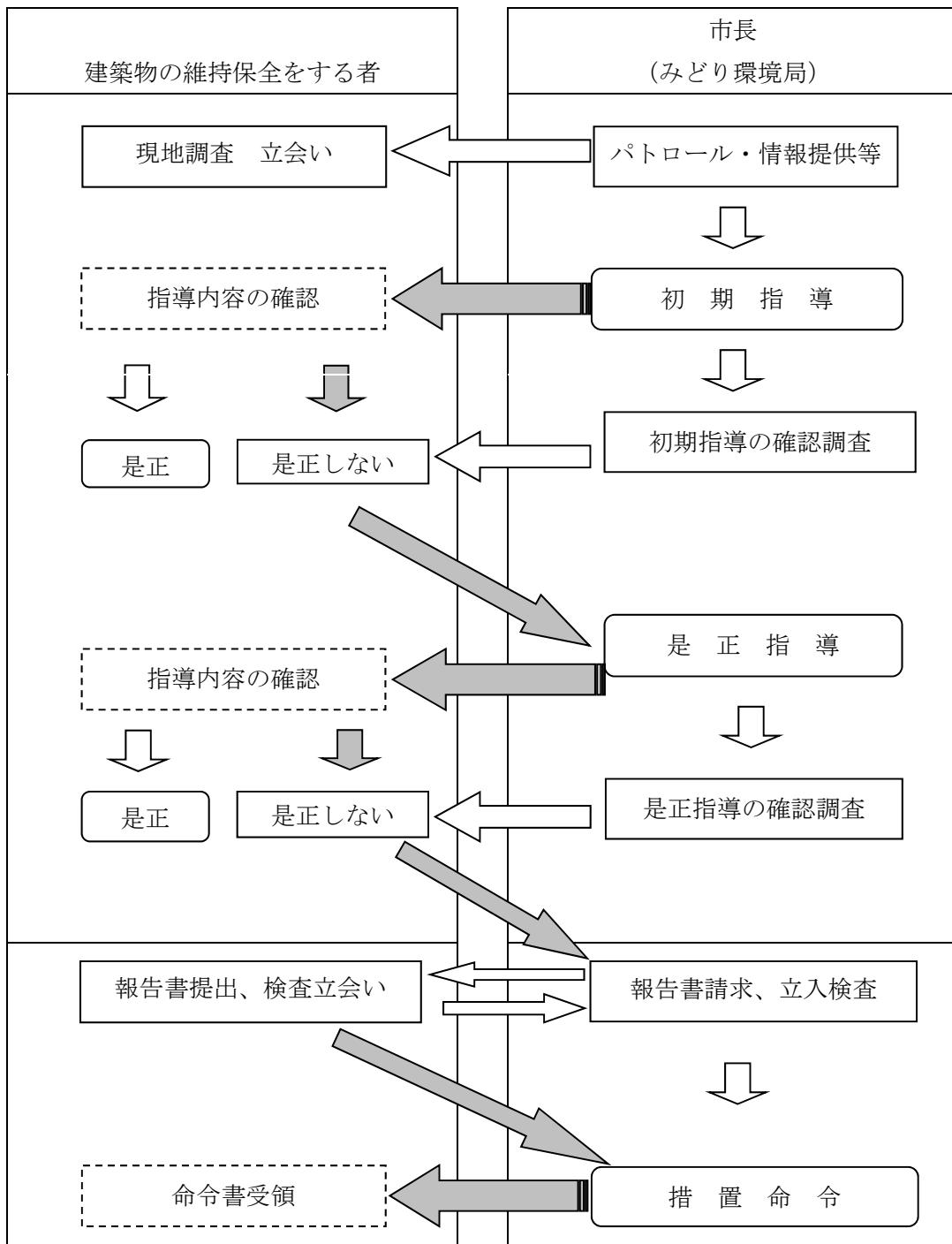
簡略な変更手続きフロー図



4 違反対策について

パトロールや情報提供等により、完了検査後に緑化率規制に違反している又は緑化施設の変更等により基準以上の緑地の維持保全を確認することが困難である場合には、建築物の維持保全をする者に対し是正指導等の必要な指導を行います。指導によっても是正されない場合は、報告書の請求や立入検査、措置命令を行うことがあります。

フロー図



完了検査

【緑化施設チェックシート】

年 月 日

(報告先) 横浜市建築局建築主事・指定確認検査機関 (どちらかに○をつけてください。)

下記の建築物は、緑化施設適合証明通知書と照合した結果、相違ありません。

チェック者	<input type="checkbox"/> 工事監理者	<input type="checkbox"/> 工事施工者	住所	
	<input type="checkbox"/>		氏名	

建築確認済証番号	年 月 日 第 号	建築主氏名	
建築場所	横浜市 区 町 丁目		

	確認事項	内 容	照合方法 (※1)	照合結果 (※2)
1	共通事項	(1) 緑化施設の面積(規模)が図書のとおりとなっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(2) 図書に示されている部分以外に緑化施設の重複がないか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(3) 緑化施設が敷地内に設置されているか。 緑化施設の投影面が敷地内に収まっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(4) 樹木植栽地の最低幅員が 30cm 以上となっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(5) その他の緑化施設の最低幅員が 10 cm以上となっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(6) 緑化施設が土地又は工作物に固定されていない栽培容器を使用して設置されていないか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(7) 緑化施設内の植物が枯死していないか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(8) 緑化施設が屋外に設置されているか。 緑化施設の直上部に工作物の水平投影面が重なっていないか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(9) 植栽を行う部分の傾斜角が 30 度以下となっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(10) 安全に適切な維持管理ができる緑化施設となっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
2	緑化施設全体	(1) 緑化施設の配置が図書のとおりとなっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
3	壁面緑化	(1) 図書のとおりに多年生植物、誘引施設及び灌水設備等が整備されているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
4	樹木(樹冠)	(1) 樹冠の範囲が図書に示された範囲以上となっているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
5	樹木 (みなし樹冠)	(1) 必要な高さの樹木が図書のとおり植栽されているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>
		(2) 敷地境界や建築物、近くの樹木から図書に示された位置以上、離隔しているか。	a · b · c	<input type="checkbox"/>

		(3)	みなし樹冠の水平投影面の範囲内に根鉢より高い位置に設置された工作物がないか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
6	樹木 (樹木植栽地)	(1)	必要な高さの樹木が図書の本数どおり植栽されているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(2)	植栽地の表面が、樹木が生育するための土壤その他これに類する資材で表面が覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
7	芝等	(1)	表面が、芝等の植物で覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
8	花壇等	(1)	草花等が図書のとおり植栽されているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
		(2)	花壇等の表面が、草花等が生育するための土壤その他これに類する資材で表面が覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>
9	水流等・園路等	(1)	図書に示された部分が他の緑化施設に接しているか。(水平投影で接していればよい。) 水流等については常時水面で覆われているか。	a・b・c	<input type="checkbox"/>

※1: 現場で実施した照合方法を、a: 目視、b: 簡易な計測機器(測量ポール等)、c: その他の中から選択し、記号を○で囲んでください。「c: その他」は、a 又は b の照合方法をとれない場合、試験結果成績書等により確認するものです。下記の表に照合方法を具体的に記載してください。

※2: • 照合した結果、適合していることが確認された場合は、□内にレ点を記載してください。
• 該当する項目がない場合は、照合結果欄全体に斜線を入れてください。

その他の照合方法(※1)

確認事項	具体的な照合方法

緑化施設樹種等変更連絡票

年 月 日

横浜市長

(申請者又は委任を受けた設計者)

住所

氏名

電話

次の建築物の緑化施設樹種等の変更について、別添図書のとおり報告します。

1	緑化施設適合証明通知 書の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	申請者	
3	建築物の名称	
4	地名 地番	区
5	敷地面積	
6	変更内容	<input type="checkbox"/> 樹種の変更 <input type="checkbox"/> 樹木本数の変更
7	連絡先 ※	住所 ----- 氏名 ----- 電話 -----

※ 変更内容を確認できる方の連絡先を記入してください。